

帯広市エキノコックス症対策実施要領

第1 目的

帯広市におけるエキノコックス症の予防と患者の早期発見・早期治療のための諸対策を講ずることにより、市民の健康保持に努めることを目的とする。

第2 実施方針及び実施項目

- 1 衛生教育
- 2 エキノコックス症検診（健康診断）
- 3 媒介（宿主）動物対策
- 4 飲料水対策
- 5 調査研究

第3 実施地域

実施地域は市内一円とする。

第4 実施内容

1 衛生教育

エキノコックスの人への感染、発病を予防するためには、住民一人ひとりの認識を高めた上で行われる対策が最大の効果を期待できることから、衛生教育を最重点の事業と位置づけ、保健所と連携の上、市民に対し、エキノコックス症に関する次の事項について、正しい知識の普及啓発を実施する。

（1）感染予防に関すること

- ア 感染源と感染経路等について
- イ 予防の方法について

（2）健康診断に関すること

- ア 健康診断の必要性について
- イ 実施の方法について

（3）キツネ等媒介（宿主）動物に関すること

- ア 生ゴミ、動物性廃棄物等の適正処理について
- イ 餌付けの危険性について
- ウ 飼い犬の適正飼育について

（4）飲料水に関すること

- ア 生水等の適正な飲用方法等について
- イ 飲用井戸等の衛生管理について

2 健康診断

エキノコックス症は人から人への感染はしないものの、媒介（宿主）動物から感染することにより健康に害を及ぼし、発見が遅れ重症化すると生命にかかわる疾病であることから、患者の早期発見を目的に、市民を対象に第一次検診を実施する。

（1）第一次検診

ア 検査項目

問診及び血清検査（酵素抗体法）を実施する。

イ 実施方法及び対象者

市民を対象とした健康診断を計画的に実施することとし、健康診断の必要性、検診日時、場所等についての周知を図り、受診の徹底を図る。検診対象者は、次の各号に定める者とする。

（ア）小学三年生以上の者

（イ）健康診断の結果、異常なしとされた者でその後5か年以上検診を受けていない者

（ウ）その他特に必要と認める者

（2）法に基づく届出

エキノコックス症を診断した医師は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第十二条第1項に基づき、最寄りの保健所長を經由して知事に届け出る。

（3）検診対象者一覧表及び検診結果記録表の作成・保管

第一次検診の結果、陽性又は偽陽性であった者について、北海道が実施する第二次検診対象者一覧表を作成・保管するとともに、その写しを所管保健所に送付する。

3 媒介（宿主）動物対策

（1）感染予防対策

関係機関と連携して、キツネを人の生活環境に近づけないために、畜産業や水産業などから排出される動物性廃棄物の適正処理の徹底を図るとともに、効果的な生ゴミ対策を推進する。

（2）媒介（宿主）動物の処分

媒介（宿主）動物の死体は焼却処分を原則とする。

4 飲料水対策

保健所と協議の上、次の対策を実施する。

（1）飲用井戸等の利用状況の把握

（2）飲用井戸等の衛生確保を図るための水質検査及び施設検査

（3）水道水等の施設整備

(4) 飲用井戸等の施設の改善とエキノコックス虫卵除去装置の設置などの必要な対策の指導

5 調査研究

エキノコックス症対策上必要な調査研究を行う。

第5 一部負担金

第一次検診を受けようとする者は、検診料金の一部を負担するものとする。一部負担金の額は 300 円とし、対象者が第一次検診を受けたときに、帯広市へ支払うものとする。ただし、次に該当する者は、一部負担金を徴収しない。

1 中学生以下の者

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。